

【ファーストパック デビュー規定】

1. ファーストパック デビュー

- (1) ファーストパック デビュー（以下「本サービス」といいます。）とは、当行所定の専用申込書により以下の取引を申込み、全ての取引について当行が承諾したお客様（以下「契約者」という）に対し、当行所定の期間において各種特典を提供するサービスをいいます。
 - ①SMBCポイントパック（残高別金利型普通預金）
 - ②SMBCダイレクト
- (2) 本サービスは、当行が前記（1）の申し込みを受け付け、当行所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。
- (3) 以下のいずれかの事由が生じた場合、当行は本サービスを解約するものとします。
 - ①前記（1）の取引のうちいずれか一つでも解約された場合
 - ②お客様が当行所定の専用申込書に記入した卒業予定年月の末日またはお客様の24歳の誕生日の末日のいずれか早い日が到来した場合
- (4) 前記（3）に定める事由が生じた場合でも、当行が承諾した取引は継続され、各取引の規定等により取扱います。

2. 特典

- (1) 当行所定の期間において当行が定めた特典を契約者に対し提供します。
- (2) 特典を提供する期間、特典の内容については、ホームページ等に記載します。
- (3) 当行は、前記1.（3）の場合、前記（1）の特典を当行所定の期間経過後に中止するものとします。
- (4) 当行は、特典を提供する期間、特典の内容について事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

3. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

4. 解約等

当行は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本サービスの一部または全てのサービスの取扱を中止することがあります。この場合、店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から中止します。

5. 免責事項

本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

6. 規定等の準用

本サービスの利用にあたっては、本規定に別段の定めのある場合を除き、普通預金規定、総合口座取引規定、総合口座取引追加規定、SMBCポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約、SMBCダイレクト利用規定、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、ジェイデビットカード取引規定等により取扱います。

7. 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上